

様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

- 津波被害を受けた農地については、早期に復旧、復興を図る。
- 水稻を中心とした作付を行っていた沿岸部、内陸部の農地については、引き続き水稻を中心とし、大区画ほ場整備や農地の利用集積を進める。
- 施設園芸を行っていた沿岸部農地については、引き続き施設園芸を中心とした高付加価値型農業を振興するとともに、沿岸部農地からの移転を図る農業者のために、内陸部農地に施設園芸の拡大を図るための施設整備を行う。
- 防災集団移転後の農業集落跡地は農地、農業関連施設等の整備を行い、農業用途としての跡地利用を行う。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

- 沿岸部の大川、北上地区農地の災害復旧事業を推進する。（宮城県事業）
- 大川、北上、飯野川、真野大谷地、三輪田、河南4期、鹿又、広渕沼の8地区で施工中のほ場整備事業を推進する。（宮城県事業）

【参考】

受益面積

大川	413ha	北上	294ha	飯野川	322ha	真野大谷地	160ha
三輪田	113ha	河南4期	105ha	鹿又	585ha	広渕沼	698ha

事業進捗率（H22年度末 事業費ベース）

大川	79.2%	北上	56.9%	飯野川	81.7%	真野大谷地	85.8%
三輪田	52.3%	河南4期	63.5%	鹿又	1.6%	広渕沼	1.4%

農地集積率

大川 H22 49.9% → H28 61.9%	北上 H22 56.9% → H28 61.5%
飯野川 H22 47.9% → H28 61.2%	真野大谷地 H22 69.6% → H25 69.6%
三輪田 H22 45.0% → H27 64.0%	河南4期 H22 54.9% → H28 67.5%
鹿又 H22 0.0% → H31 65.1%	広渕沼 H22 8.3% → H31 66.1%

- 釜地区（旧石巻市）で行われていた施設園芸について、復興交付金事業を活用した施設整備を行い、営農再開に向けた取組みを支援する。
- 須江地区（旧河南町）の農地については、施設園芸の生産拡大のため、復興交付金事業を活用した施設整備を行う。また、食料供給施設や六次産業化の推進等に向けた直売施設、加工施設の整備を行う。
- 大川、北上地区の農業集落跡地は、農地として活用可能なエリアについては、復興交付金事業を活用し農地整備を行う。農地としての活用が難しいエリアについては、通勤型農業に対応するための共同利用施設等の整備を行う。
- 北上川沿岸の河北、北上地区については、復興特区制度等を活用した、農業法人等の新規参入を推進する、農地集積推進地区とする。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）

- ・大川、北上、飯野川、真野大谷地、三輪田の5地区については、農地復旧事業と併せてほ場整備事業を継続し、優良農地の拡大及び確保を図る。
- ・内陸部で実施中の鹿又、広渕沼、河南4期地区のほ場整備を推進し、優良農地を確保する。
- ・新市街地周辺の蛇田、須江地区の農地については引き続き優良農地として確保することを基本とする。
- ・大川、北上地区の農業集落跡地については、農地整備に向けた調査を行い、可能な限り農地としての利用を行う。
- ・計画区域内の農用地区域外の農地については、積極的に農用地区域へ編入し、農地の確保を図る。

② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）

- ・計画区域内で津波被害を受けた、大川、北上、飯野川、三輪田、真野大谷地地区については、農地として復旧・復興することを基本として、引き続き水稻を中心とした農地利用を図る。（1,302ha）
- ・大川、北上地区の集団移転跡地については、農地、農業用施設用地として復旧、復興することを基本とする。（大川地区 10ha、北上地区 10ha）
- ・須江地区の農地については、高付加価値型農業や六次産業化を視野に入れた、農地の高度利用を推進する。（120ha）
- ・河北、北上地区農地については、農業法人の新規参入などによる農地集積推進地区とする。（河北、北上地区ほ場整備 1,142ha）

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

該当なし

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

(別紙様式 1)

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面 積				事業主体	施行年度	予定人口(世帯数)の規模等	土地利用区分	移転元との関連
					うち農地面積	うち農振地域面積	うち農用地区域面積					
A-1	新蛇田	市街地開発事業	住宅地	46.5ha	42.1ha	46.5ha	42.1ha	石巻市	H23～H32	3,020人 (1,160戸)	市街化調整区域	移転元 I 区域、47ha 市街化区域（南浜地区） 3,020人、1,160戸 移転跡地：公園利用47ha
計				46.5ha	42.1ha	46.5ha	42.1ha			3,020人 (1,160戸)		

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（I、II、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名 : A-1 新蛇田 地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設	施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等		
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
周辺地の汚水排水は公共下水道に接続予定である。また雨水排水についても調整池で流量調整を行った後、公共下水道に接続する予定であり、周辺農地に対する影響はない。 農業用水については旧北上川より取水を行っており、幹線用水路は土地区画整理事業地区外に位置することから、周辺農地への用水に対する影響は無い。また農業排水についても、土地区画整理事業施行地区外を流下する既存排水路及び幹線排水路を経由して北上運河に排水可能であり、周辺農地への排水に対する影響はない。 農業用排水については関係する蛇田土地改良区と確認・調整済であり、周辺農地での営農の支障はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
土地区画整理事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。 市街化区域編入の実施予定年度等については、今後検討する。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その

調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定期について記載する。

